

長野県外医療機関 様

## 産婦健康診査について(依頼)

長野県 佐久市

佐久市では、「産婦健康診査受診票(補助券)」を交付して、産後概ね2週間及び1か月の2回の健診費用を公費負担しております。

ただし、当市で交付している受診票は、長野県外の医療機関では使用できないため、県外医療機関で産婦健康診査を受診された方には、受診者からの申請により償還払いを行います。

つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 産婦が持参した「産婦健康診査受診票(補助券)」へ健診結果及び実施医療機関名等の記入をお願いいたします。記入後は、産婦へ受診票をお戻しく下さい。

助成の対象になるのは、以下の5項目をすべて実施している場合に限ります。

①問診 ②診察 ③体重・血圧測定 ④尿検査 ⑤エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

- 2 母子健康手帳の「出産後の母体の経過」の欄に日付・検査結果の記入をお願いいたします。
- 3 産婦健診料はその都度本人から領収し、保険適用外が分かる形で領収書の発行をお願いいたします。
- 4 産婦の体調等により、健診内容の追加や変更に伴い追加費用が発生した場合には、産婦の自己負担となります。
- 5 健診料の償還払い額を決定するにあたり、産婦健康診査の内容、単価等について貴院へ問い合わせをする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

以上、お手数をお掛けしますが、よろしくお願いたします。

<問合せ先>

佐久市役所 健康づくり推進課 健康増進係

電話:0267-62-3189(直通)